平成20年4月1日から

後期高齢者医療制度が始まります

～老人医療は『後期高齢者医療』に変わります～

75歳になると、現在は国民健康保険や被用者保険などの医療保険に加入し、老人医療で受診することになっていますが、４月からは、これらの医療保険から後期高齢者医療に移行することになります。

◆被保険者証等

被保険者証は郵送でお手元に届きます。

75歳になると、新しい被保険者証を保険課医療年金係からお送りします。保険課医療年金係の窓口での申請などの手続きは必要ありません。

また、３月末で、すでに75歳以上の方（一定以上の障害がある65歳以上の方を含む）には、３月中に被保険者証を送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証も新しくなりますので、お持ちの方にはこれらの証を被保険者証と同封してお届けします。

現行の老人医療の受給対象の方は老人医療受給者証をお持ちですが、後期高齢者医療では、この証はなくなります。

◆障害認定

65歳から74歳までの一定以上の障害がある老人医療の受給対象者は、後期高齢者医療か、その他の医療保険か選択できます。

一定以上の障害がある65歳以上の方で、すでに申請により老人医療の受給対象となられている方は、そのまま後期高齢者医療に加入しますが、申請していただくと障害認定の撤回ができますし、撤回した後に、再度、障害認定の申請を行うこともできます。この場合、加入する医療制度によって保険料や医療機関での自己負担が異なりますので、どの医療制度に加入するか判断に迷われる場合は、保険課医療年金係の窓口でご相談ください。

《医療機関の窓口で提示するもの》

平成２０年３月まで

医療受給者証 ＋ 保険証

医療受給者証　保険証（国保、健保など）

平成２０年４月から

後期高齢者医療被保険者証　有効期限　平成21年7月31日
被保険者番号　00000000
住所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊　性別　＊
生年月日
資格取得年月日
発効期日
交付年月日
一部負担金の割合　＊割
保険者番号　39392121
保険者名　高知県後期高齢者医療広域連合

75歳をむかえる方は、1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。この保険証には自己負担割合「1割」または「3割」が記載されています。医療を受けるときは必ず提示してください。

◆保険料の算定

所得割額と均等割額との合計額の保険料を納めなければなりません。

保険料は、被保険者個人ごとに所得に応じて算定されます。具体的には、所得に応じて算定した所得割額と被保険者全員に等しくご負担いただく均等割額（４万８５６９円）との合計額となります。

所得の低い方は、国民健康保険と同様に世帯の所得に応じて、保険料（均等割額）が７割軽減、５割軽減、２割軽減されます。

後期高齢者医療に加入する直前に、被用者保険の被扶養者であった方は新たに保険料の負担が生じることから、加入時から２年間、均等割額が５割軽減されます。この場合、所得割額は、賦課されません。

さらに、平成20年４月か

ら9月までの半年間は保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までの半年間は均等割額が9割軽減されます。

◆保険料の額

香美市の平均の保険料は5万6242円。

平成18年中の所得に基づいて算定した仮の保険料は、県平均の年額で被保険者一人当たり6万3367円となっています。また、香美市では被保険者のおよそ半数は保険料が7割軽減され、年額1万4570円の保険料となります。

ご自分の保険料の額は、保険課医療年金係の窓口で確認することができます。

また、平成20年度の保険料の額は、平成19年中の所得で算定することになりますので、保険料が確定するのは平成20年7月になります。そのため、6月以前は仮の保険料で、7月以降に保険料が確定されます。

◆保険料の徴収

保険料は介護保険と同様に年金から天引きされます。

保険料の徴収は市町村が行いますが、介護保険と同様に年金からの天引き（特別徴収）となります。年額18万円以上の年金が対象となり、介護保険と合わせた保険料の額が年金額の2分の1を越えない場合は、4月に支給される年金から特別徴収となります。この場合、仮の保険料額を4月にお知らせします。

また、特別徴収とならない方は、7月から納付書や口座振替で収めていただくことになります。

納付が困難な場合や納期内の納付がむずかしいときは、保険課医療年金係の窓口へご相談ください。

◆医療の給付

医療を受けたときの自己負担割合は今までと同じです。

医療の給付の内容や診療の際の負担は、基本的に現行の老人医療と同じです。

また、医療と介護の両方の負担をしている世帯で、1年間にその額が高額となった場合に負担を軽減するため、高額医療・介護合算制度が新たに設けられます。

一方、診療を受けた際に医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の1割（現役並みの所得のある方は3割）です。この負担割合は被保険者証に記載されています。

また、支払った金額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額療養費として超えた分は払い戻されます。

◆健康診査

今までの集団健診から、個人個人が病院等で行う個別健診に変わります。

高齢者にとっても、糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して治療することは重要ですので、健康診査を行うこととしています。（すでに生活習慣病で受診されている方は対象となりませんが、医療機関が診療の中で保健指導等を行うことになります）

◆申請、届出

各種の申請や届出などの受付は、従来どおり保険課老人医療の窓口で行います。

【問い合わせ先】
・保険課老人医療係
☎53-3115
・高知県後期高齢者医療広域連合（高知市丸ノ内2丁目4番1号）
☎088-821-4526

《後期高齢者医療制度　説明会のご案内》

制度の内容など、改正点についての説明会を開催します。
※説明会の内容は3会場とも同じです。

【土佐山田町】　日時＝3月26日（水）
13時30分～15時
場所＝プラザ八王子3階ホール

【香　北　町】　日時＝3月27日（木）
13時30分～15時
場所＝保健福祉センター香北2階ホール

【物　部　町】　日時＝3月28日（金）
13時30分～15時
場所＝奥物部ふれあいプラザ2階ホール